

平成29年7月22日～23日豪雨災害 農地・農業施設復旧支援事業

大仙市では、7月22日～23日豪雨災害で被災した農地や農業施設について、補助金を交付し復旧を支援します。補助金には上限があり、受けるためには、申請および必要書類の添付が必要です。詳しい支援内容は、各地域の市役所担当課へご連絡ください。

1. 農地・農業施設の復旧費補助事業

農地への土砂流入、法面崩落、水路決壊、ため池決壊、揚水機破損などの復旧費用(被害額)の一部を補助します。被害額に応じて災害復旧事業が適用となります。

■小規模災害復旧費事業(市単独事業)

【対象】 復旧費用が5万円～40万円の方

【補助率】 市補助75%(上限30万円)・自己負担25%

【必要書類】 ①被災位置図 ②被災写真 ③復旧写真
④復旧工事に要した領収書

■農地災害復旧事業

【対象】 復旧費用が40万円を超える方

【補助率】 国・市補助75%・自己負担25%

【その他】 国の審査を受けるため着工には時間を要します。

※該当になると見込まれる場合は、市にご相談ください。



2. 二次災害が想定され早期に復旧が必要な道水路等

- ① 水路が土砂により埋没し、今後、水害が拡大するおそれのある箇所
- ② 農道が崩落、土砂崩れ等により通行ができない箇所

⇒ 改良区がある地域については関係改良区へご連絡ください。

⇒ 復旧対応できない地域および改良区がない地域については、市が復旧対応します。

3. 農地への土砂、流木等の流入している箇所

原則、小規模災害復旧事業を活用して除去していただきます。

- ① 集積物は、地域で定めた搬出可能な場所へ集積してください。
- ② 市が集積物を回収処分しますので集積場所をご連絡ください。
- ③ 個人で除去できない流木等がある場合は、市が対応しますので別途ご相談ください。



【連絡先】 農林整備課TEL63-1111 ・ 各支所農林建設課 (神岡TEL72-4607・西仙北TEL75-2966
中仙TEL56-2113・協和TEL018-892-3694・南外TEL74-3001・仙北TEL63-3003・太田TEL88-1115)